

渋川市インターネット上の誹謗中傷等に係る削除請求等支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 市は、インターネット上における誹謗中傷等により被った心理的、身体的又は経済的な負担を軽減するため、当該情報の削除請求又は発信者情報開示請求（以下「削除請求等」という。）をする者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することにより、市民の積極的な削除請求等を促し、もってインターネット上の誹謗中傷等の抑止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 誹謗中傷等 インターネット上において、誹謗中傷、プライバシーの侵害等当該者の権利を侵害する情報（以下この号において「侵害情報」という。）、侵害情報に該当する可能性のある情報又は侵害情報には該当しないが当該者に著しい心理的、身体的若しくは経済的な負担を強いる情報を発信することをいう。
- (2) 削除請求 インターネット上の情報の削除を求める請求をいう。
- (3) 発信者情報開示請求 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第4条第1項の規定により行う請求をいう。
- (4) 弁護士 弁護士法（昭和24年法律第205号）第8条に規定する弁護士名簿に登録されている者をいう。
- (5) 法律事務所 弁護士法第20条に規定する法律事務所をいう。
- (6) 着手金 弁護士又は法律事務所（以下「弁護士等」という。）が事案の処理を受任する際に発生する費用であって、当該処理の対価の一部となるものをいう。
- (7) インターネット上の情報 インターネット上の電子掲示板、ウェブページ、ソーシャルネットワーキングサービスその他の不特定多数の者が閲覧できるソフトウェアに投稿され、掲載され、又は書き込まれた

情報をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、インターネット上の情報を自身に対する誹謗中傷等と感じ、当該誹謗中傷等によって生じた心理的、身体的又は経済的な負担を軽減するため、当該情報の削除請求等を弁護士等に依頼する事業とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を実施する者とし、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 本市に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳の記録がされていること。
- (2) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (3) 渋川市が開設するインターネット上の誹謗中傷等相談窓口において、インターネット上の情報に係る相談をしていること。
- (4) 弁護士等との契約により削除請求等をすること。
- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) 同一の会計年度に渋川市インターネット上の誹謗中傷等に係る削除請求等支援補助金の交付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長が不適当と認める者は、補助対象者から除外する。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために要した経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 削除請求をするために弁護士等との契約に基づき支払う着手金
- (2) 発信者情報開示請求をするために弁護士等との契約に基づき支払う着手金

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、15万円を限度とする。

2 前項の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。